

令和5年度第2回岩国市特別職報酬等審議会 会議録

1 日 時 令和5年8月17日(木) 午後3時から午後3時27分まで

2 場 所 岩国市役所 6階 全員協議会室

3 出席者

委 員 安本会長、上村委員、小林委員、白木委員、田村委員、福田委員、松浦委員
事務局 総務部長、職員課長、職員課副課長、給与厚生班長

4 傍聴人 0人

5 会議概要

○7名出席により会議成立を報告(中河委員、藤重委員、村上委員の3名欠席)

○会議録署名人に白木委員、田村委員を指名

○市長から諮問のあった次の2点について審議

(1) 議会の議員の議員報酬の額、市長、副市長の給料及び退職手当の額並びに改定するとした場合の実施時期について

(2) 議長、副議長の報酬の額について当該職の役割を考慮した額となっているか、委員長及び副委員長の報酬の額について当該職の職責に応じた額を新設することの可否及びその報酬の額について

○追加で配付した資料について事務局説明

《説明内容》

第1回の会議で、議員の報酬月額を審議する際に、他市との比較ができる資料があったほうが良いという意見から、平成30年から令和4年までの直近5年間の「山口県内12市の議会の活動状況」の資料を作成

議会の仕組みとしては、定例会は年4回の開催、臨時会は案件がある場合の開催となっており、常任委員会は、少ない市で2つ、多い市で4つ、で構成されている。

各市で進めている施策、業務がそれぞれあり、その状況は各年でも異なることから、議案の種類や内容にもボリューム差が生じることが想定され、開会日数や件数は変わってくると思うため、単純に比較はできないが、日数、件数の程度の差は市の規模、委員会の構成数等によるものであって、岩国市議会の活動状況と比較して大きな差異はないと考えている。

こうした状況を踏まえ、「山口県内の議員の報酬月額」の資料について説明

岩国市は、委員長、副委員長が一般議員の報酬月額と同額の440,000円となっているが、岩国市以外の県内12市では、委員長、副委員長の報酬月額は、金額の大小はあるが、一般議員の金額から上乗せされている。

委員長については、15,000円の上乗せが3市、10,000円の上乗せが3市、副委員長については、5,000円の上乗せが9市という状況になっている。

6 審議内容

会 長：具体的な審議に入る前に、事務局から参考意見を求めたいと思うがいかがか。

委 員：異議なし

事務局：第1回の会議で、審議会を開催することとなった経緯、諮問事項について御説明をさせていただきました。

新聞報道等で御承知と思うが、昨今の物価高により民間企業の給与が上昇しており、水準を合わせるため、人事院は、今年7月、国家公務員一般職の給与を引き上げるよう勧告された。

本市においても、一般職の職員の給料や期末勤勉手当の改定は、人事院勧告や山口県人事委員会勧告をもとに行っているところであるが、県の勧告は例年11月ごろ出されるため、現時点においては、市の一般職の職員の給料や期末勤勉手当の改定内容について確定したものをお伝えすることができない。

昨今の物価上昇により民間企業の給与は上昇しており、その影響を受け人事院勧告もプラス勧告となったわけなので、このような社会経済情勢を踏まえると、今後、他自治体においても、一般職だけでなく特別職の給与についても改定されていくことが見込まれるところである。

事務局としては、審議会は、その時々社会経済情勢を踏まえ、定期的を開催することが望ましいと考えており、今後は審議会を定期的に開催することが望ましいという意見を、答申に加えていただきたいと考えている。

こうしたことを踏まえ、事務局としては、現時点において山口県内や類似団体と比較した結果、本市の市長、副市長の給料や年収、退職手当の額は、決して低いものではないことから現行の額を据え置きとすることが望ましいのではないかと考えている。

また、議長や副議長、議員の報酬の額についても同様に、決して低いものではないことから、現行の額を据え置きとすることが望ましいのではないかと考えている。

ただ、委員長や副委員長の報酬の額については、山口県内の議会の活動状況を見ても大きな差異はなく、県内12市が上乗せを行っている状況から、本市においても一般議員に上乗せを行うのが望ましいと考えている。上乗せの金額としては、県内多数の市と同様、委員長は10,000円、副委員長は5,000円とするのが望ましいのではと考えている。

これについては現時点の状況による参考意見と受けとめていただき、審議会を定期的を開催するという事になれば、今後他市の状況等も踏まえ検討を進めてまいりたいと考えている。以上を事務局の参考意見とさせていただきます。

委 員：(岩国市の)委員長と副委員長の手当がないことはちょっと問題ではないかと思う。県内の、例えば下関市とも比較してみたが、会議の回数や時間だけが全てではないと思うが、相当なことを議論されているようなので、当然、何らかの形で(委員長等の)手当をつけるべきだと思う。

委 員：(県内他市と比較して)岩国市だけ(委員長等の)差額がない、手当がついて

ないのはちょっと不自然な感じに見えるが、こうなった経緯はあるのか。

事務局：第1回資料の3-(2)「岩国市の議員の報酬の改定状況について」をご覧いただければと思う。旧岩国市における取扱いになるが、平成11年4月30日までは委員長、副委員長についても金額の設定があった。平成11年5月1日からは、条例改正をして、委員長、副委員長の額は一般議員と同額になっているが、その理由について議会事務局に確認したところ、諸般の事情によりこのような条例改正を行ったということで会議録もそういう形になっており、これ以上の詳細な理由は不明なところである。

市町村合併時にも旧岩国市の額を踏襲しており、平成18年11月1日からは旧岩国市の額に統一し、現在に至っているところである。

委員：委員長、副委員長は、委員の中から互選して選ばれるというイメージか。

実情として特定の人に集中してしまうような傾向があるのか。それとも、暗黙の了解で、何年で交代というように平等に回っている感じなのか。

事務局：委員長、副委員長は、基本的に互選で、委員会の構成が決まったときに互選される。議員さんの中でも基本的な考え方それぞれあると思うが、ある程度の経験を積まれば、副委員長、委員長というような形で、期数に応じて、経験に合わせてポストに就かれるように思う。それと合わせて、会派の構成などの影響もあると思う。

委員：キャリア、当選回数を重ねれば、それなりに委員長、副委員長に就かれる方が多いということか。

事務局：はい。

委員：委員長、副委員長の役割、責任権限が一般議員と異なるので、報酬額には変わりがあってもいいと思う。委員長、副委員長の委員会の中でやられる役割、責任権限のような客観的に示せるものはあるのか。

事務局：委員長は、それぞれの委員会を代表され、委員会の議事を進行し、付託されたいろいろな議案の採決等を行っている。また、委員会の審議結果をまとめ本会議場で報告するなど、委員会を取りまとめる役目を行っている。副委員長は、委員長が欠けた場合に委員長の役目を行うこととなる。

対外的なものであれば、市内で開催されるいろいろな行事に正副議長が出席されることもあるが、委員会所管の行事等には、委員長が出席されたり、委員長が出席できない場合は副委員長が出席したりという役割も担っている。

委員：委員会の運営以外にも、対外的なところで、市としての対応もあり、職責もあるということか。

事務局：そういう意味では、一般の議員よりは役割が多いということにはなる。

会長：他にないか。特にないようであれば、事務局の参考意見や皆さんの意見を踏まえ、審議会としての意見をまとめたいと思う。私から提案する。

○市長、副市長の給料及び退職手当の額については据置きが適当である。

○議長、副議長、議員の報酬の額については据置きが適当である。

○委員長、副委員長の報酬の額については、皆さんの御意見を踏まえ、当該職の職責に応じ、委員長10,000円、副委員長5,000円の上乗せとするの

が適当である。

○なお、改定時期については、令和6年4月1日からとするのが望ましい。
以上のおお、答申書案として作成したいと思うがよろしいか。

委員：異議なし

会長：皆さんの了解をいただいたということで、次の第3回の審議会までに、事務局の方で答申書案の作成をお願いします。

会長：そのほか、委員の皆さん又は事務局から何かあるか。

委員：先程、審議会をそれなりに開催した方がいいのではという話があつて、今の答申が令和6年度の4月からということであるが、今後は毎年度開催するイメージなのか。

事務局：どういう周期での開催がいいかということではあるが、今、給与水準が上がりに始めている状況なので、事務局とすれば、2年後ぐらいにはある程度、確定的な参考となる数字が出てくるのではと思っている。まずは2年後ぐらいに開催することとしたいと考えている。このままいけば基本的には増額についての検討をするようになるのではと思っている。それ以降については、その時の審議会の意見等も踏まえながら、2年後か、4年後にやるのかということについて、改めて審議させていただければと思う。現時点で、事務局では2年後ぐらいの開催を考えている。

会長：令和7年度ぐらいの開催ということか。

事務局：はい。ただ、社会情勢が大きく変われば、こちらから開催をお願いするような状況になるかもしれない。今時点ではそのように考えているということである。

会長：そのほかあるか。

事務局：本日いただいた意見をもとに、事務局で答申書の案を作成したいと思う。

答申書の案には

① 社会経済情勢を踏まえ、審議会は定期的に行うことが望ましい。
第1回会議で委員から意見をいただいたが

② 審議会条例の所掌事項に定める特別職に「教育長」を加える条例改正を行うことが望ましい。

以上2点について、附帯意見として答申書案に加えることとしてよろしいか。

委員：異議なし

会長：以上2点を附帯意見として加えることとする。そのほかあるか。

事務局：次回の審議会は、10月26日の木曜日、午後3時から、本日と同じ6階の全員協議会室で開催を予定している。正式な開催案内とともに、答申書案を事前に送付する。また、本日の会議録について、事務局で作成次第、会議録署名人のお二方に送付する。内容を確認いただき、署名の上、返送いただきたい。

委員：質問だが、下関市の給与が高いのは理由があるのか。例えば、歴史的背景とか。議員でいうと美祢市と245,000円違うのだが。

事務局：自治体いろいろな考え方があると思うが、下関市は都市の規模が大きく、基

本的にいろいろなものが高い傾向にある。福岡とかとも近い都市でもあるので。

委員：釣合いとかか。

事務局：釣合いというか、都市の人口なども一つの計りになっていると思う。

委員：報酬を上げることについて、財政的には問題ないと考えても大丈夫なのか。

事務局：報酬を上げることによって、財政的に、いわゆる一般的な業務に支障があるということは、基本的に特別職であればない。

会長：10月26日に最終の答申書案を承認して、市長に答申するのはこの日、あるいは別の日になるのか。

事務局：日程調整ができれば同日に行う形としたい。市長の日程が難しいようであれば、改めて別の日に会長から市長に渡していただくという形になる場合もある。まずは、同日で行えるよう調整させていただく。

会長：他にないようなので、以上をもって第2回岩国市特別職報酬等審議会を閉会する。